

令和 6 年 執 行

第 5 0 回 衆 議 院 議 員 総 選 挙
第 2 6 回 最 高 裁 判 所 裁 判 官 国 民 審 査

不 在 者 投 票 用 紙 等 請 求 書

請 求 書（ 控 え ）

選 挙 人 名 簿 に 記 載 さ れ て い る 住 所	選 挙 人 氏 名 （ 審 査 人 氏 名 ）	生 年 月 日	性別	備 考	小 選 挙 区	比 例 代 表	国 民 審 査	※選挙（審査）人の		※ 処 理 簿		※投票済 の対照
								投 票 区	登録番号	交 付 済	送 致 済	
		M T S H ・ ・	男 ・ 女									
		M T S H ・ ・	男 ・ 女									
		M T S H ・ ・	男 ・ 女									
		M T S H ・ ・	男 ・ 女									
		M T S H ・ ・	男 ・ 女									

うえの選挙人は、令和6年執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の当日、
 当 において投票する
 見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項（第51条第2項において準用する第50条第4項）及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令第
 13条において準用する公職選挙法施行令第50条第4項（第51条第2項において準用する第50条第4項）の規定による依頼があったので、
 うえの選挙（審査）人に代わって、投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び投票用封筒の交付を請求します。

令和 6 年 月 日

住 所

船長、病院長、老人ホームの長、国立保養所の長、身体障害者支援施設の長
 保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長
 少年鑑別所の長（代理人）

氏 名

市
町 選挙管理委員会委員長 様
村

- 備 考
- この用紙は、3部同一複写（送付書の欄外は除く。）とし、（控え）分を残し、他の2部を市町村選挙管理委員会に提出すること。
 - ※印の欄は、不在者投票管理者は記載しないこと。
 - 選挙（審査）人から公職選挙法施行令第50条第3項（点字による投票）の申立ての依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載すること。

請 求 書

選挙人名簿に記載 されている住所	選挙人氏名 (審査人氏名)	生年月日	性別	備考	小選挙区	比例代表	国民審査	※選挙（審査）人の		※ 処 理 簿		※投票済 の対照
								投票区	登録番号	交付済	送致済	
		M T S H ・	男・女									
		M T S H ・	男・女									
		M T S H ・	男・女									
		M T S H ・	男・女									
		M T S H ・	男・女									

うえの選挙人は、令和6年執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の当日、
当 において投票する
見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項（第51条第2項において準用する第50条第4項）及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令第13条において準用する公職選挙法施行令第50条第4項（第51条第2項において準用する第50条第4項）の規定による依頼があったので、
うえの選挙（審査）人に代わって、投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び投票用封筒の交付を請求します。

令和 6 年 月 日

住 所

船長、病院長、老人ホームの長、国立保養所の長、身体障害者支援施設の長
保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長
少年鑑別所の長（代理人）

氏 名

市
町 選挙管理委員会委員長 様
村

- 備 考
- この用紙は、3部同一複写（送付書の欄外は除く。）とし、（控え）分を残し、他の2部を市町村選挙管理委員会に提出すること。
 - ※印の欄は、不在者投票管理者は記載しないこと。
 - 選挙（審査）人から公職選挙法施行令第50条第3項（点字による投票）の申立ての依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載すること。

送 付 書

選 挙 人 名 簿 に 記 載 さ れ て い る 住 所	選 挙 人 氏 名 (審 査 人 氏 名)	生 年 月 日	性 別	備 考	小 選 挙 区	比 例 代 表	国 民 審 査	※選挙（審査）人の		※ 処 理 簿		※投票済 の対照
								投 票 区	登 録 番 号	交 付 済	送 致 済	
		M T S H ・ ・	男 ・ 女									
		M T S H ・ ・	男 ・ 女									
		M T S H ・ ・	男 ・ 女									
		M T S H ・ ・	男 ・ 女									
		M T S H ・ ・	男 ・ 女									

令和6年 月 日付け請求のあったうえの選挙（審査）人の投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び投票用封筒を、本日送付しますのでご検収ください。

不在者投票の管理につきましては、厳正に取り扱うようにしてください。なお、投票しなかった場合には、すみやかに投票用紙等の返還をしてください。

令和 6 年 月 日

選挙管理委員会委員長



様